## 一般質問発言通告書

令和年月日午時分 受 付(通告書2枚) No.1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 2月 5日

つくば市議会議長 様

## つくば市議会議員 あさのえくこ

質問事項	要旨	答弁者
1 学校図書館のあり方について	一つくば市立小中学校、義務教育学校には学校図書館があり、学校司書が週3~5日勤務にないます。職名が司書を記されていることを週書になったとを調が得ったことをで図書館があった。との書館があった。でで図書館がある、とのででは、学校図書館ではは、「読書をでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	教育長担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要	答弁者
	イ 中学校(義務教育学校後期課程含む)の 配置状況、雇用形態 (2)学校司書の研修について (3)学校図書館及び学校司書に関する課題と 課題の把握方法	
	2024年元日に起きた能登半島地震は、これまでこの想定をはるかに上回り、中でも災害対策基本法で定義される、障害者、高齢者、乳幼児等の「要配慮者」の状況は時間を追うごとに深刻な実態が明らかになっています。予測が難しいとはあると考えます。 つくば市では本年1月に一部の福祉避難所の所在地を公開しました。しかし、福祉避難所は最初から避難できる施設ではなく、「特別な配慮が必要と認められ指定避難所での生活が難しいと判断された方」を対象にする施設です。避難生活が長期化した際に必要な施設、とも言えるのではないでしょうか。 一方で「要配慮者」への支援は、発災直後から必要となるのか、という情報を平時からまとめ、という情報を平時からまとめ、関係者で共有しておくことが必要ではないかと考えます。そこで以下伺います。	副市長
	(1)避難支援の前提となる災害時避難行動要支援者の個別避難計画についてア現在までの作成状況イ作成した計画に基づく避難訓練等の実施状況 (2)指定避難所等における要配慮者の受け入れ及び支援に関するマニュアル作成について (3) つくば市が協定を締結した指定福祉避難	

<sup>※</sup> 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。